

第 2 波への対応

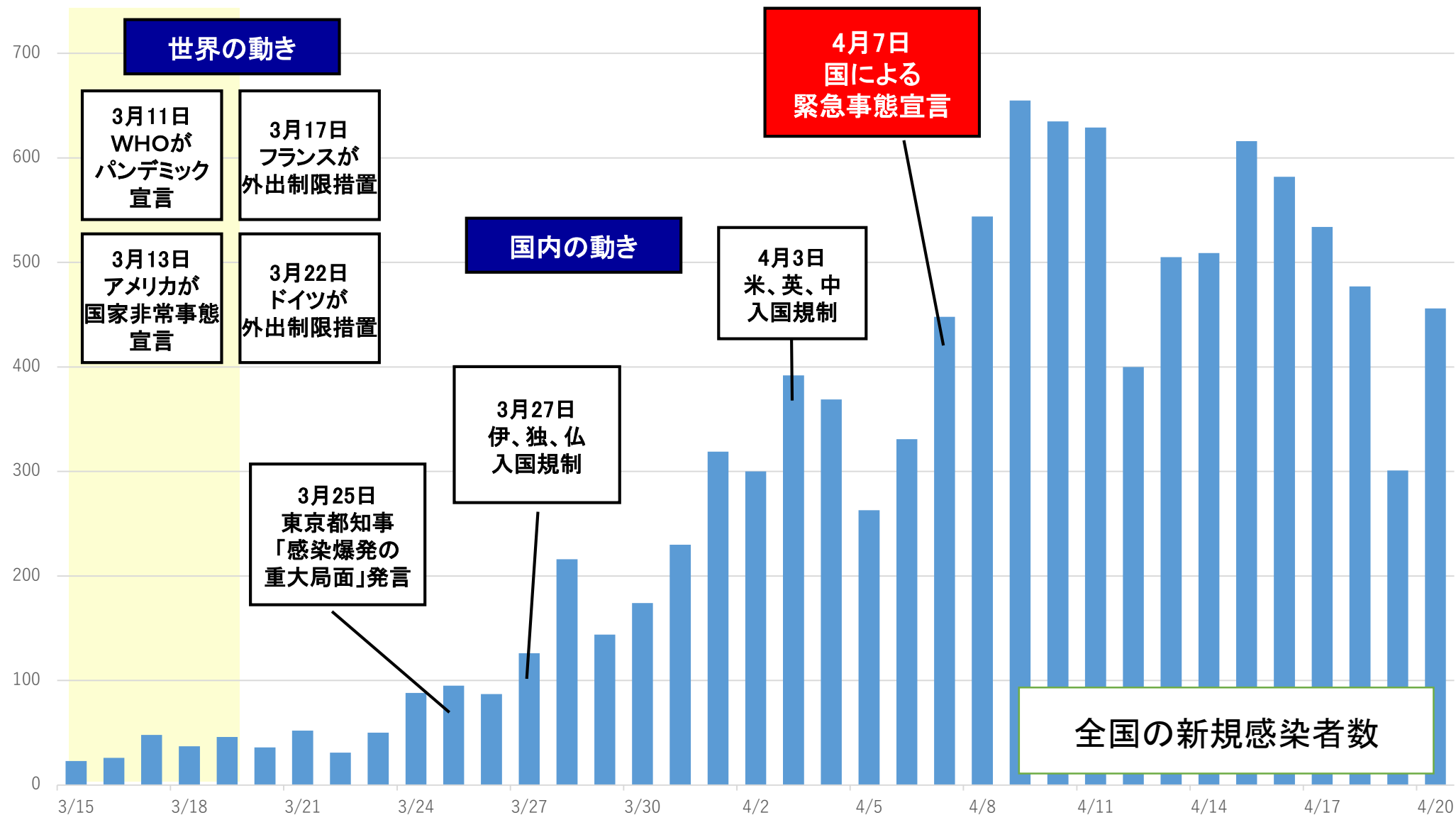
～北海道における新型コロナウイルス感染症への対応状況～

※本資料においては、国の緊急事態宣言等が解除された5月末までの対応を中心に整理

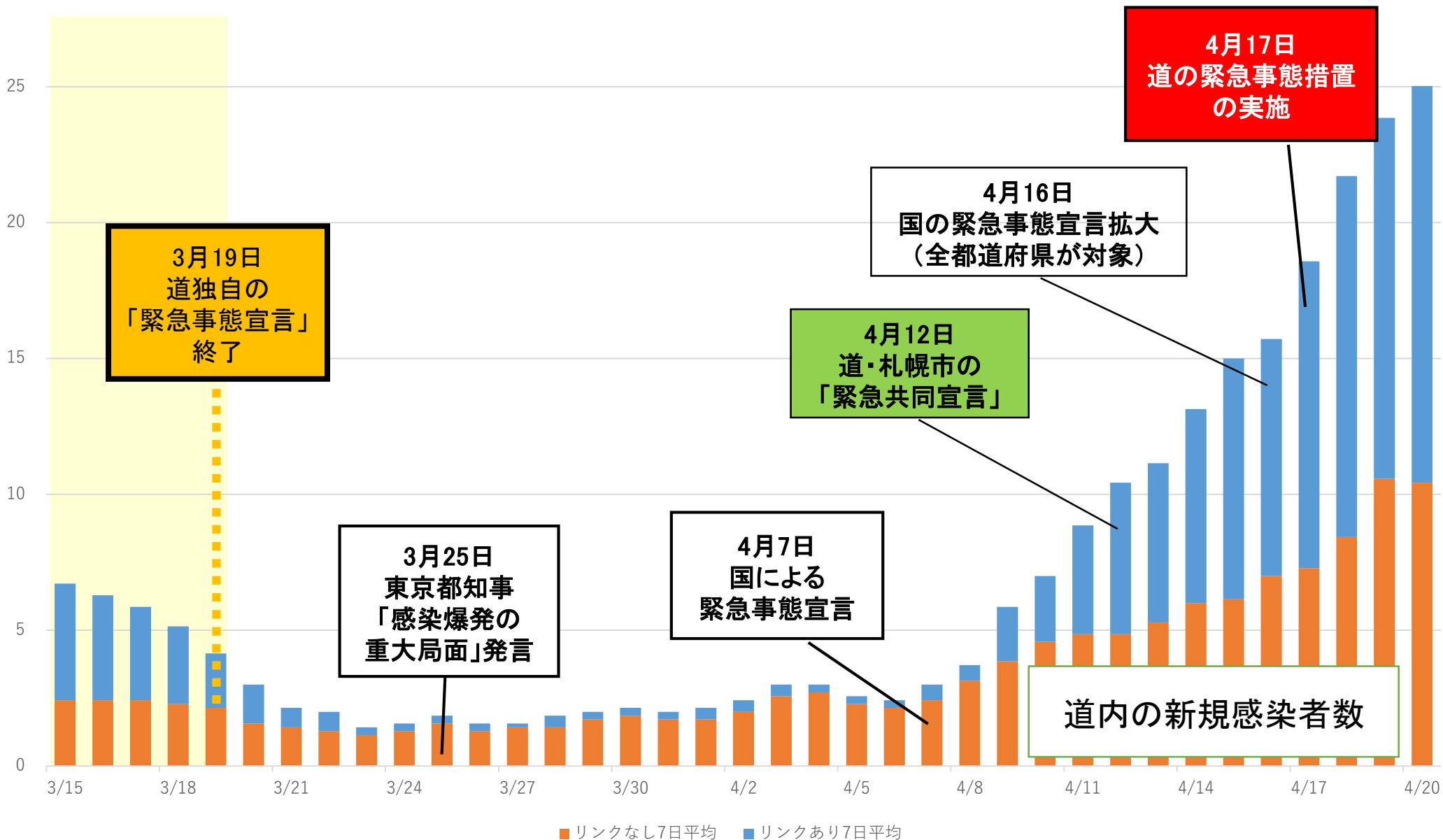
項 目

1. 北海道をとりまく当時の状況
2. 国による緊急事態宣言
3. 北海道・札幌市緊急共同宣言
4. 北海道における緊急事態措置
5. 学校の臨時休業
6. 市町村との連携
7. 道民への情報発信
8. 検査体制等の整備
9. 医療提供体制の整備
10. 専門会議の設置
11. 感染症に強い北海道の構築に向けて

1. 北海道をとりまく当時の状況①



1. 北海道をとりまく当時の状況②



2. 国による緊急事態宣言①

時期	国の動き	道の動き
4月7日(火)	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急事態宣言(5/6まで) ・緊急事態措置の実施区域 7都府県 (埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、大阪府、兵庫県、福岡県) 	—
4月11日(土)	<ul style="list-style-type: none"> ・基本的対処方針の変更 <ul style="list-style-type: none"> ▸ 繁華街の接客を伴う飲食店等への外出自粛を強く促す 	・道対処方針の改定 ※国方針に準拠し改定
4月12日(日)	—	・道・札幌市の緊急共同宣言(4/14～5/6)
4月16日(木)	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急事態措置の実施区域を全都道府県に拡大 <ul style="list-style-type: none"> ▸ 北海道を含む13都道府県を「特定警戒都道府県」に指定 	—
4月17日(金)	—	・「北海道」における緊急事態措置(4/17～)
4月30日(木)	—	・知事、札幌市長、道市長会会長、道町村会会長による緊急メッセージ(計3回)
5月4日(月)	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急事態宣言の期間を延長(5/31まで) 	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>【緊急事態措置の改訂経過】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・4/20 休業要請の措置を追加 ・5/6 措置期間を5/31まで延長 ・5/15 5/16以降の休業要請の一部解除 ・5/22 5/25以降の休業要請の一部解除 </div>
5月14日(木)	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急事態措置の実施区域を一部解除 <ul style="list-style-type: none"> ▸ 北海道を含む8都道府県は、引き続き「特定警戒都道府県」 	
5月21日(木)	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急事態措置の実施区域を一部解除 <ul style="list-style-type: none"> ▸ 北海道を含む8都道府県は、引き続き「特定警戒都道府県」 	
5月25日(月)	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急事態宣言を解除 <ul style="list-style-type: none"> ▸ 外出自粛、イベントの開催制限等について、移行期間を設け、段階的に緩和 	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急事態措置を解除 ・感染拡大防止に向けた「北海道」における取組(外出自粛等を5/31まで継続)
5月29日(金)	—	・感染症対策に関する基本方針(6/1から実施)

2. 国による緊急事態宣言②

「緊急事態宣言」の位置づけ

- 国は、感染症が、**国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがある場合**、「**新型インフルエンザ等対策特別措置法**（以下「**特措法**」という。）」第32条に基づき、「**緊急事態宣言**」を実施。
- 今般の「**新型コロナウイルス感染症**」において、**国は、「基本的対処方針」を策定し**、医療体制の確保や水際対策などを実施。
- また、国は、各都道府県に対して、地域の特性に応じた実効性のある「**緊急事態措置**」を講じることを求めるとともに、**特に重点的に感染拡大の防止に向けた取組を進める**都道府県を「**特定警戒都道府県**」と定め、国と地方が連携し、**まん延防止対策**などを実施。

「基本的な対処方針」に定める主な措置（特定警戒都道府県）

- 住民に対して外出自粛を要請（特措法第45条第1項）
- 繁華街の接待を伴う飲食店等への外出自粛を強く要請（特措法第45条第1項）
- 不要不急の帰省や旅行など都道府県との往来自粛を要請（特措法第45条第1項）
- 「3密」が重なる懸念のある集会・イベントの開催自粛（特措法第24条第9項）
- 施設管理者等に対して施設の使用停止等を要請（特措法第24条第9項、第45条第2項）
- 時差出勤の徹底や在宅勤務の積極的な活用促進を要請（特措法第24条第9項）

3. 北海道・札幌市緊急共同宣言①

緊急共同宣言の発出に至る経緯等

4月7日(火) 国の緊急事態宣言

5日連続で10人以上(※札幌市は2日連続)の新規感染者を確認

4月12日(日)

知事と札幌市長との協議

➢ 「北海道・札幌市緊急共同宣言」の発出に合意

緊急共同宣言の発出

- 上記の経緯等を踏まえ、札幌市において、
 - 患者数が増加し、過去最多を更新していること、
 - 感染経路不明(リンクなし)の患者が増加していること、
 - 患者の増加が続くと病床が逼迫する恐れがあることから、第2の波とも言える感染拡大の危機を早期に収束させるため、道と札幌市による緊急共同宣言を発出。

3. 北海道・札幌市緊急共同宣言②

緊急共同宣言の内容

■札幌市内における接触機会の低減（5/6まで）

- 札幌市民の方は感染リスクを高めるような不要不急の外出を控えるようお願い
- 他地域の方も、感染リスクを高めるような札幌市との不要不急の往来を控えるようお願い

■繁華街の接客を伴う飲食店等への外出自粛（5/6まで）

- 北海道内における繁華街の接客を伴う飲食店等への外出自粛を強くお願い

■緊急事態宣言地域との往来自粛

- 北海道にいられた方に対し、これまでの取組の周知徹底を図るとともに、2週間は体調に注意していただき、不要不急の外出を控えるようお願い
- 道民に対し、緊急事態宣言の対象となった都府県への往来を極力控えるようお願い

■学校及び公共施設の休業・休館（4/14から5/6まで）

- 札幌市所管の小・中・高等学校等を対象とした一斉休業措置を行う
- 道所管の札幌市内及び札幌市からの通学生の割合が高い近隣地域の高等学校等についても同様の措置
- 不特定多数が利用する札幌市内の道及び札幌市所管の公共施設を休館

■医療提供体制の充実・強化

■道内経済への支援強化

4-1. 北海道における緊急事態措置①

経過

- ・累積感染者数が増加したこと、リンクなしの感染者が約半数を占めたことなどから、東京都等と同程度にまん延が進んでいる地域として、4月16日(木)に北海道が「特定警戒都道府県」とされた。
- ・国の措置を受け、道では4月17日(金)に「緊急事態措置」を決定

期間

- ① 4月17日(金) ~ 5月 6日(水)
- ② 5月 6日(水) ~ 5月15日(金)
- ③ 5月15日(金) ~ 5月24日(日)
- ④ 5月25日(月) ~ 5月31日(日)

①②③は「緊急事態宣言」に基づく「緊急事態措置」
④は「緊急事態宣言」解除後の移行期間における「取組」

※国の緊急事態宣言の終了を受け、5月25日(月)に独自の「北海道における取組」として外出自粛等の要請を継続

主な内容

	4/17	4/20	4/24	5/6	5/15	5/22	5/25
外出自粛の要請等	[Orange bar from 4/17 to 5/25] [Blue arrow pointing right]						
施設の使用停止の要請 (協力依頼) ※休業要請	[Blue bar from 4/17 to 5/25] [Orange bar from 4/20 to 5/15] [Blue arrow pointing right] 感染状況を踏まえ、段階的に解除						
集会・イベントの開催 自粛の要請	[Orange bar from 4/17 to 5/25] [Blue arrow pointing right]						

4-1. 北海道における緊急事態措置②

内容の詳細

区分	4/17～	4/20～	5/6～	5/15～	5/25～
外出 自粛 等	・生活の維持に必要な場合を除き外出自粛				
	・札幌市と他の地域との不要不急の往来自粛				
	・時差出勤や「3密の回避」の徹底 ・在宅勤務の積極的な活用促進				
	・繁華街の接待を伴う飲食店等への外出自粛 (強く要請)				
	・不要不急の帰省や旅行など他都府県への 往来自粛(大型連休期間は特に強く要請)				
施設の 使用停止	—	施設管理者に対し、施設の使用停止	同左 【当面5/15まで】	段階的に解除	段階的に解除
	—	学校(大学を除く)は5月31日まで臨時休業を延長			
イベントの 開催自粛	・「3密」が重なる懸念のある集会・イベントの開催自粛				
その他	・感染防止の徹底 ・北海道ソーシャルディスタンスの促進 ・スーパーマーケット・公園等における感染拡大防止【4/24～】				

4-1. 北海道における緊急事態措置 「外出自粛」

■ 国の「基本的対処方針」を踏まえて実施。

道独自の緊急事態宣言

感染拡大のおそれを踏まえ、週末に限定した外出の抑制、外出の際にリスク低減を確認を呼びかけ

- | | |
|--------------|---|
| 2月28日
(金) | ・この週末は、外出を控えてください |
| 3月1日
(日) | ・換気が悪く、人が大勢集まる場所には行かない
・部屋の空気は、定期的に入れ替えを
・風邪ぎみの方は、自宅で休む |
| 3月5日
(木) | ・今週末、もし外出するときは、次のことを必ず確認してください
✓ 体調は大丈夫？ 風邪ぎみではありませんか？
✓ 人が大勢集まったり、風通しが悪い場所ではありませんか？
✓ 感染リスクを下げる方法をご存じですか？ |

3月12日(木)
3月18日(水) (5日と同様)

道・市の緊急共同宣言

国の緊急事態宣言を踏まえ、GWまでの外出抑制、繁華街の外出自粛、都道府県の週末等への抑制を呼びかけ

- | | |
|--------------|--|
| 4月12日
(日) | ・札幌市内における接触機会の低減
✓ 5月6日までの間、札幌市民は不要不急の外出を控えるようお願い等
・繁華街の接客を伴う飲食店等への外出自粛
✓ 5月6日までの間、繁華街の接客を伴う飲食店等への外出自粛を強くお願い
・緊急事態宣言地域との往来自粛
✓ 北海道に来られた方に対し、2週間は不要不急の外出を控えるようお願い等 |
|--------------|--|

特措法に基づく緊急事態措置

緊急事態宣言に基づき特定警戒都道府県とされたことを踏まえ、緊急事態宣言期間中の外出自粛等を要請

- | | |
|--------------|---|
| 4月17日
(金) | ・生活の維持に必要な場合を除き、外出自粛を要請。札幌市と他の地域との不要不急の往来自粛を要請
・繁華街の接客を伴う飲食店等への外出自粛を強く要請
・不要不急の帰省や旅行など他都府県への往来自粛を要請、大型連休期間の往来自粛を特に強く要請等 |
|--------------|---|

上記に加え、GWや週末に向けて、人と人との接触機会の低減を図るため、札幌市長、市長会会長、町村会会長の連名により、3回(4/30、5/8、5/15)にわたる緊急メッセージを发出

4-2. 北海道における緊急事態措置 「休業要請の決定①」

休業要請に至る経緯等

4月7日(火)	国の緊急事態宣言
4月12日(日)	北海道・札幌市緊急共同宣言
4月17日(金)	庁内幹部打合せ【計2回】(緊急事態措置、休業要請及び支援金等について協議)
	知事と札幌市長との意見交換(休業補償や医療提供体制の整備等について意見交換)
	「北海道新型コロナウイルス感染症対策本部(第6回)」を開催 ➤ 緊急事態措置の実施について決定、休業要請の速やかな検討を関係部局に指示
4月19日(日)	庁内幹部打合せ(休業要請とコールセンター設置、事業者の支援について協議)
4月20日(月)	庁内幹部打合せ(休業要請と支援金について協議)
	「北海道新型コロナウイルス感染症対策本部(第7回)」を開催 ➤ 緊急事態措置を改訂(施設の使用停止やイベントの開催停止を要請・協力依頼)
4月28日(火)	臨時道議会(道の緊急対策(第2弾)を議決)

休業要請の実施

- 4/17から特措法に基づく外出自粛を要請したが、週末(4/18~19)の状況として、
 - 首都圏等に比べて道内の人の動きは減っていない状況であり、
 - 感染拡大をできる限り早く防止するため、より踏み込んだ措置を講ずる必要があることから、
- 4/20~5/6までの間、
施設の使用停止の要請及び
協力依頼(いわゆる休業要請)の実施を決定。

4-2. 北海道における緊急事態措置 「休業要請の決定③」

休業要請の対象施設

- 休業要請は、特措法施行令(第11条)において定められている多数の者が利用する施設に対して実施。
- また、**先行する都県(東京・埼玉等)の事例を参考に、対象外である小規模施設(1,000m²以下)についても、感染状況等に鑑み、特措法によらない協力を要請。**
- 食事提供施設においては、
 - **道民が必要最低限の生活を送るために不可欠なサービスを提供する施設であること、**
 - **営業時間の制限は影響が大きいこと、**
 - **一方で、夜間の酒類の提供は、近距離での大声の会話を誘発しやすく感染リスクが高いことから、**休業要請の対象とはしないものの、19時以降は酒類の提供を控えるよう協力を要請。

4-2. 北海道における緊急事態措置 「休業要請の決定④」

	考え方	位置づけ	施設種類
1	全国で集団感染が発生した施設及びその類似施設	休止の要請 (特措法)	<ul style="list-style-type: none"> 接待を伴う飲食店(キャバレー・ナイトクラブ・スナック等) ライブハウス、カラオケボックス、スポーツクラブ等
2	これまでに集団感染が発生していない施設	休止の要請 (特措法)	<ul style="list-style-type: none"> ネットカフェ、漫画喫茶、体育館、ボウリング場、パチンコ屋、ゲームセンター、映画館 集会場、公会堂、展示場、貸会議室等 各種商業施設(1000㎡超) 大学・学習塾(1000㎡超) 等
3	文化的・健康的な生活維持施設	休止の要請 (特措法)	<ul style="list-style-type: none"> 博物館、美術館、図書館(1000㎡超)
4	小規模施設	協力の依頼	<ul style="list-style-type: none"> 各種商業施設(1000㎡以下) 大学、学習塾、博物館(1000㎡以下) 等

基本的に休業要請を行わない施設	協力要請内容
医療施設、社会福祉施設、生活必要物資販売施設、食事提供施設、住宅・宿泊施設、交通機関、工場、金融機関、官公署 等	<ul style="list-style-type: none"> 適切な感染防止対策を協力要請 食事提供施設に対しては、19時以降の夜間は酒類の提供を控えていただくよう協力要請

4-3. 北海道における緊急事態措置 「休業要請の延長と段階的解除①」

休業要請の延長と段階的解除に至る経緯等

5月6日(水)	<p>「北海道新型コロナウイルス感染症対策本部(第11回)」を開催</p> <ul style="list-style-type: none">➢ 国の緊急事態宣言の延長を踏まえ、道の緊急事態措置の改訂を決定 (5/31まで期間延長)
5月12日(火)～ 13日(水)	庁内幹部打合せ(基本的対処方針の道の考え方(出口戦略)や新北海道スタイル等について協議)
5月13日(水)	<p>北海道新型コロナウイルス感染症対策専門会議から意見聴取</p> <ul style="list-style-type: none">➢ 休業要請の一部解除、新北海道スタイルの構築について
5月14日(木)	<p>国の「新型コロナウイルス感染症対策本部(第34回)」が開催</p> <ul style="list-style-type: none">➢ 「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」を変更し、緊急事態措置の実施区域を一部解除➢ 北海道を含む8都道府県は引き続き「緊急事態措置を実施すべき地域」に指定
5月15日(金)	庁内幹部打合せ(地域(振興局)単位の取組や休業要請解除の考え方等について協議)
	<p>「北海道新型コロナウイルス感染症対策本部(第12回)」を開催</p> <ul style="list-style-type: none">➢ 緊急事態措置の改訂を決定<ul style="list-style-type: none">・ 5/15以降、石狩管内以外は特措法によらない休業等の協力依頼を解除 <p>＜解除の基準:条件をいずれも満たす振興局＞</p> <p>①1日の新規患者数が10人以下 ②1日のリンク不明の新規感染者数が3人以下 (①、②ともに直近1週間の平均値)※医療提供体制の状況も考慮。</p>

休業要請の段階的解除

- 5月14日、北海道は国において引き続き「緊急事態措置を実施すべき地域」とされたが、
 - 新規感染者やリンクなしの感染者の9割は石狩振興局管内が占めており、その他の地域との状況が大きく異なること、
 - 特措法によらない協力の要請は知事の判断で緩和等が可能なことから、
- 石狩振興局管内を除く地域について、休業要請等の一部解除を決定。

4-3. 北海道における緊急事態措置「休業要請の延長と段階的解除③」

5/15以降の休業要請等の解除の内容

区 分	石狩振興局 管内	その他の 地域
○全国で集団感染が発生した施設及び その類似施設	休業要請等 対象 変更なし	休業要請等 対象 変更なし
○これまでに集団感染が発生して いない施設		解除
○文化的・健康的な生活維持施設 ○小規模施設		解除
○酒類を提供する上記に含まれない 飲食店（19時以降の夜間は酒類の提供を 控えていただくよう協力要請）		解除

4-3. 北海道における緊急事態措置 「休業支援金の概要」

【第1弾】休業協力・感染リスク低減支援金

- 休業等の要請にご協力いただき、感染リスクを低減する自主的な取組を行う事業者に対して支援金を支給
- 期間 令和2年4月25日～5月6日 ※遅くとも4月25日からの取組開始が要件
※道の緊急事態措置の延長により期間を5月15日まで延長

要件		支給額
① 休業要請を受けた施設を休業すること 酒類を提供する上記を除く飲食店において、酒類の提供時間の短縮(19時まで)を行うこと	② 感染リスクを低減する自主的な取組を行うこと	30万円(法人)
		20万円(個人事業者)
		10万円 (法人・個人事業者問わず)

【第2弾】経営持続化臨時特別支援金

- 新型コロナウイルス感染症の拡大防止と事業継続に取り組む事業者を2つの制度で支援。
- ① 支援金A 休業要請等(令和2年5月16日～31日)にご協力いただいた事業者が対象
- ② 支援金B 休業要請等の対象外の事業者が対象

支援金 A		
要件		支給額
① 休業要請を受けた施設を休業すること 酒類を提供する上記を除く飲食店において、酒類の提供時間の短縮(19時まで)を行うこと	② 新北海道スタイルの取組を实践すること	10万円

支援金 B		
要件		支給額
① 休業要請の対象外だが、長期間の外出自粛や自主的な休業等により、ひと月の売上が前年同月から、50%以上減少した事業者等 ※基本的に持続化給付金対象者	② 新北海道スタイルの取組を实践すること	5万円

4-4. 北海道における緊急事態措置 「緊急事態措置の終了①」

緊急事態措置等の終了に至る経緯等

5月20日(水)～ 21日(木)	庁内幹部打合せ【計3回】(緊急事態措置の見直し、新北海道スタイル等について協議)
5月21日(木)	北海道新型コロナウイルス感染症対策専門会議から意見聴取 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 休業要請の一部解除について
5月22日(金)	庁内幹部打合せ(休業要請の緩和、新北海道スタイル等について協議) 「北海道新型コロナウイルス感染症対策本部(第13回)」を開催 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 緊急事態措置の改訂を決定(5/25以降の休業要請の一部解除について)
5月25日(月)	庁内幹部打合せ(緊急事態宣言の解除方針、外出自粛と休業要請について協議) 「北海道新型コロナウイルス感染症対策本部(第14回)」を開催 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 緊急事態措置の解除を決定 ➢ 『「新型コロナウイルス感染症」感染拡大に向けた「北海道」における取組(5/25～5/31)』を決定 <ul style="list-style-type: none"> ・ 外出自粛、札幌市との往来自粛、遊興施設等における休業要請等の継続 ・ 新北海道スタイルの構築 ➢ 6月1日以降の対応について、外出自粛、休業要請等の考え方を早急に取りまとめるよう指示
5月29日(金)	「北海道新型コロナウイルス感染症対策本部(第15回)」を開催 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 「新型コロナウイルス感染症対策に関する基本方針」を決定 <ul style="list-style-type: none"> ・ 6/1から全ての施設の休業要請を解除 ・ 「新北海道スタイル」の準備が整った施設から順次再開
6月1日(月)	全ての施設の休業要請が解除

4-4. 北海道における緊急事態措置 「緊急事態措置の終了②」

緊急事態措置等の終了

- 5月25日に国の基本的対処方針が変更され、緊急事態宣言が解除となったが、国からの通知により北海道においては、**感染状況について一定の期間、調査・分析が必要**とされた。
- そのため、道の緊急事態措置は解除するが、
 - **2桁の新規感染者が発生していること、**
 - **感染経路不明(リンクなし)の感染者が一定数確認されていることから、**外出自粛の要請や、札幌市との往来自粛、遊興施設等の休業要請等について、5/31まで継続して協力をお願いすることを決定。

4-4. 北海道における緊急事態措置 「緊急事態措置の終了③」

5/25以降の休業要請等の解除の内容

区 分	石狩振興局 管内	その他の 地域
○全国で集団感染が発生した施設及び その類似施設	休業要請等 対象 変更なし	休業要請等 対象 変更なし
○これまでに集団感染が発生して いない施設		解除
○文化的・健康的な生活維持施設	解除	解除
○小規模施設	解除	解除済
○酒類を提供する上記に含まれない 飲食店（19時以降の夜間は酒類の提供を 控えていただくよう協力要請）	解除	

※「新北海道スタイル」を実践する準備が整ったところから解除

5. 学校の臨時休業①

学校の臨時休業に関する経緯等

4月6日以降	順次学校再開
4月14日(火)	道・札幌市の緊急共同宣言(4/12)を受け、札幌市所管の小・中・高等学校等や、道所管の札幌市内及び札幌市内からの通学生の割合が高い近隣地域の高等学校等について一斉休業措置を実施(5/6まで)
4月16日(木)	国の緊急事態宣言の実施区域に北海道が追加(4/16~5/6)
4月17日(金)	道教委から各市町村教育委員会に対し、学校の臨時休業を要請(5/6まで)
5月 4日(月)	国の緊急事態宣言の期間が延長(5/31まで) 道教委から各市町村教育委員会に対し、臨時休業期間を延長するよう要請(5/31まで)
5月15日(金)	道内の感染状況を踏まえ、石狩振興局管内を除く各市町村教育委員会に対し、6月1日以降の学校再開に向け、通常の学校再開に近い形態への移行を含め、登校回数や時数を増やすなど、分散登校の内容を充実させるよう通知
5月22日(金)	道教委から各市町村教育委員会に対し、学校再開後の感染症対策の具体的事項等が定められた国の衛生管理マニュアルについて通知
5月25日(月)	国の緊急事態宣言が解除
6月 1日(月)	全道において学校再開。石狩振興局管内については、時差通学、午前授業、分散登校等を一定期間実施

5. 学校の臨時休業②

学校の臨時休業に伴う児童生徒や保護者への対応

児童生徒の健康状態、学習状況の把握

- 「健康観察カード」を活用するなどして、登校の有無にかかわらず、毎日、児童生徒の健康状態を把握（2月～）
- 休業期間中は、学校再開を見通した学習課題を課し、登校日等に進捗状況を確認（2月～）
- 心身の健康状態や学習状況の把握等を行うことを目的とした登校日（分散登校）を設定（3月～）
- このほか、随時、家庭訪問や電話等により児童生徒の心身の健康状態や学習状況を確認（3月～）

家庭学習の支援

- 自宅で学習を進めることができるよう、教科書やノートを使った家庭学習方法を周知（2月～）
- 道教委ホームページに、臨時休業中に家庭で過ごす子どもや保護者向けサイトを掲載（4月～）
- 民放5社と連携し、子どもの学習等を支援する「ほっかいどう子ども応援テレビ」を放映（4月～）
- 「新型コロナウイルス感染症対策に係るリモート学習応急対応マニュアル」を作成し、各学校のリモート学習推進を支援（5月～）

相談体制の充実

- 24時間無料で相談できる「子ども相談支援センター」を周知（2月～）
- 来校相談やスクールカウンセラーの派遣、家庭訪問を実施（3月～）

6. 市町村との連携①

対策本部会議資料等の市町村への情報提供(3/3~)

内容

- 北海道新型コロナウイルス感染症対策本部(旧:北海道感染症危機管理対策本部)会議の資料について、市町村へ情報提供
- 記者発表資料について、道から市町村へ情報提供
 - ▶ 対策本部会議及び記者発表後、速やかにメールで市町村に情報提供するとともに、議事概要・会見録について、HPに後日掲載
- 市町村長からの意見等の集約及び情報共有
 - ▶ 振興局幹部が直接市町村長から意見等や地域の状況について随時聞き取りを行うとともに、速やかに道庁内で共有し、必要に応じ回答
- 「緊急事態措置」内容の住民や事業者への周知等について依頼
 - ▶ 外出自粛や休業要請等の措置内容
 - ▶ 休業要請の実施に伴う電話相談窓口の設置 など

6. 市町村との連携②

4者共同メッセージ（知事、札幌市長、市長会長、町村会長）

4/30 「ゴールデンウィーク」及び「医療機関の皆様」への緊急メッセージ

■ゴールデンウィーク

- 札幌市では、緊急事態宣言後も感染拡大が続いており、日本で最も厳しい状況
 - 今、取組を徹底しなければ、札幌市から全道に感染が広がり、必要な医療が受けられなくなる
 - 札幌市民・道民の皆さんがゴールデンウィーク中、「いまでできること」をしてください
1. **札幌市民の皆さんは、とにかく家にいる！！**
 2. **道民の皆さんは、札幌に行かない！！**
 3. **道内外の皆さんは、都道府県間の行き来はしない！！**

■医療機関の皆様へ

- 最前線で活躍する医療者の皆さんに心から感謝、感染症対策に必要な体制を構築するため対応いただき重ねて感謝
- 北海道、とりわけ札幌では、感染の広がりが収まらず、このままでは医療体制の維持が厳しい状況
- ゴールデンウィークは、さらに厳しい体制で医療提供に従事いただき、道民や札幌市民の皆様にお願ひし、道民一丸となって支えるので、最大限のご協力をお願ひ

5/8 緊急メッセージ(第2弾)

- 札幌市では、緊急事態宣言後も感染拡大が続いており、日本で最も厳しい状況
 - 今、取組を徹底しなければ、札幌市から全道に感染が広がり必要な医療が受けられなくなる
 - 札幌市民・道民の皆さんが今週末(5/9、5/10)は、特に「いまでできること」をしてください
 - 「3つの密」を徹底的に避け、感染を予防する「新しい生活様式」に取り組みましょう
- ※1～3は、4/30と同様

5/15 緊急メッセージ 第3弾

- 北海道の感染状況は一時より改善しているが、依然として厳しい状況、特に、札幌では、いまだに新規感染者の発生が続き、感染を抑え込むため今が正念場
 - 感染が全道に広がると必要な医療が受けられなくなることにつながる
 - 早期収束に向け、札幌市民・道民の皆さんは、今週末(5/16、5/17)「いまでできること」に取り組んでください
 - 「3つの密」を徹底的に避け、感染を予防する「新しい生活様式」を実践していきましょう
- ※1～3は、4/30、5/8と同様

7. 道民への情報発信①

知事記者会見(定例・臨時)

1月末～5月末 計37回実施

- ・ デジタルサイネージの活用などより分かりやすい発信を心掛け
- ・ 同時手話通訳導入(3月～)、YouTubeによる生中継(4月～)

道ホームページ

2月以降「新型コロナウイルス感染症に関する情報」ページを公開

- ・ GW等に向けた知事からの外出自粛等のメッセージ
- ・ 各種支援(休業、納税、保険料等)の実施に対する窓口を一元的に掲載等

SNS(Twitter、Facebook)

1月末～5月末 SNSを活用し、随時情報発信

- ・ Twitter(フォロワー約78,500人) : 687回
- ・ Facebook(フォロワー約14,000人) : 137回

新聞折込チラシ

4月10日(金) 157万部発行(道新、朝日、毎日、読売、日経、各地方紙への折込)

- ・ 新型コロナウイルス感染症について、道民に正しい知識や相談窓口等を周知

TVコマercial(外出自粛要請)

4月28日(水)～5月6日(祝) 道内民放5局 約600回放映

- ・ 5月6日以降も、国の緊急事態宣言延長を受け、民放各局が無償で放映継続(5月末まで)
- ・ 札幌市内街頭大型ビジョンや道内ケーブルテレビでも無償放送

The infographic provides detailed information about COVID-19 in Hokkaido. It features a message from Governor Yuki Nishino, a timeline of the pandemic's progression, and a table of daily case counts. The table shows a significant increase in cases starting in late April, peaking in early May. A QR code is provided for more information.

日付	発生数	累計発生数
4/1	0	0
4/2	0	0
4/3	0	0
4/4	0	0
4/5	0	0
4/6	0	0
4/7	0	0
4/8	0	0
4/9	0	0
4/10	0	0
4/11	0	0
4/12	0	0
4/13	0	0
4/14	0	0
4/15	0	0
4/16	0	0
4/17	0	0
4/18	0	0
4/19	0	0
4/20	0	0
4/21	0	0
4/22	0	0
4/23	0	0
4/24	0	0
4/25	0	0
4/26	0	0
4/27	0	0
4/28	0	0
4/29	0	0
4/30	0	0
5/1	0	0
5/2	0	0
5/3	0	0
5/4	0	0
5/5	0	0
5/6	0	0
5/7	0	0
5/8	0	0
5/9	0	0
5/10	0	0
5/11	0	0
5/12	0	0
5/13	0	0
5/14	0	0
5/15	0	0
5/16	0	0
5/17	0	0
5/18	0	0
5/19	0	0
5/20	0	0
5/21	0	0
5/22	0	0
5/23	0	0
5/24	0	0
5/25	0	0
5/26	0	0
5/27	0	0
5/28	0	0
5/29	0	0
5/30	0	0
5/31	0	0

7. 道民への情報発信②

新聞広告(外出自粛要請)

5月16日(土) 道新、朝日、毎日、読売、日経 掲載

- ・ 国の緊急事態宣言一部解除後、北海道が引き続き「特定警戒都道府県」に指定された際、札幌との不要不急の往来を避けるよう呼びかけ

広報紙「ほっかいどう」

5月20日(水)～ 道内に約250万部発行

- ・ 感染拡大防止に向け、道民に「いまできること」を考えてもらう特集とし、併せて、道の緊急対策や相談窓口を周知

ピクトグラム(啓発素材)の作成

5月14日(木)～ 道民向け23種類、事業者向け7種類

- ・ 国で示した新しい生活様式の定着に向け、家庭や学校、職場等で活用できるよう、HPで公開



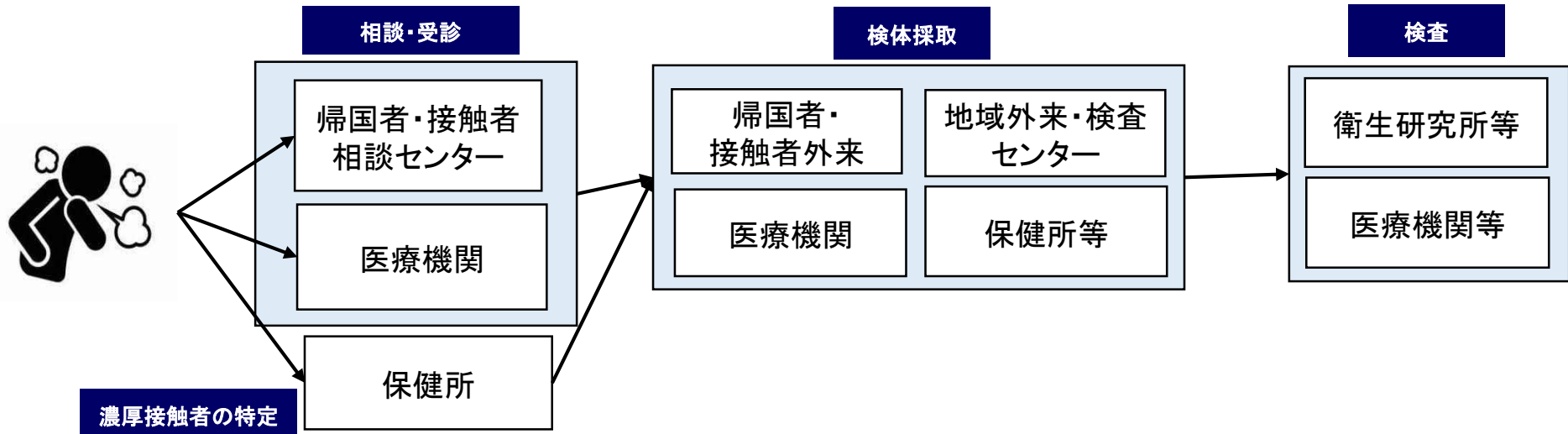
関係機関や民間との協働

4月以降 広く道民に情報を伝えるため、関係機関や民間企業等にも協力を依頼

- ・ 信号機横や道路等の電光表示板で外出自粛メッセージを発信(北海道警察、北海道開発局)
- ・ 外出時の留意事項、日常生活における啓発 等(店頭、自動販売機、フリーペーパー等)

8. 検査体制等の整備①

➤ 相談対応、検体採取、検査体制の流れ



◆ 「相談・受診の目安」

- 風邪の症状や37.5度以上の発熱が4日以上続く方
- 強いだるさ（倦怠感）や息苦しさ（呼吸困難）がある方

「相談・受診の目安」を見直し（令和2年5月）

- 息苦しさ（呼吸困難）や強いだるさ（倦怠感）、高熱等の強い症状のいずれかがある方
- 重症化しやすい方で比較的軽い風邪の症状がある場合
- 上記以外の方で比較的軽い風邪の症状が続く場合

「新型コロナウイルス感染症についての相談・受診の目安について」（令和2年2月17日事務連絡 厚生労働省結核感染症課）

「「新型コロナウイルス感染症についての相談・受診の目安」の改訂について」（令和2年5月11日事務連絡 厚生労働省結核感染症課）

8. 検査体制等の整備②

相談体制等

- ・本庁、保健所に帰国者・接触者相談センターを設置
- ・来道者・帰省者・転勤者相談ダイヤルを設置
- ・帰国者・接触者外来を順次設置
- ・「PCR検査センター」を順次設置

帰国者・接触者
相談センター

2月7日から
本庁、保健所に
設置

※3月2日から24時間対応(本庁)

来道者・帰省者・転勤者
相談ダイヤル

4月13日開設

帰国者・接触者外来

4月末日

全道約50箇所

5月末日

全道約60箇所

6月末日現在

全道約70箇所

※7月末現在 約70箇所

PCR検査センター
(相談対応可能)

※5月3日から札幌市

5月末日

全道4箇所

6月末日現在

全道5箇所

※7月末現在 6箇所(常設5、臨時1)

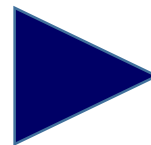
8. 検査体制等の整備③

PCR検査の実施体制

	4月末日	5月末日
道立衛生研究所	140件	140件
道立保健所(10カ所)	100件	300件
札幌市衛生研究所	60件	60件
旭川市、小樽市、函館市	40件	50件
医療機関	60件	100件
民間検査機関	0件	350件

1日当たり
PCR検査能力
(4月末現在)

400件



1日当たり
PCR検査能力
(5月末現在)

1,000件

※8/3現在 1,800件

8. 検査体制等の整備④

- ・ 遺伝子増幅検査のうち「PCR法」は、国が最も感度の高い検査方法と評価している検査法。
- ・ 遺伝子増幅検査のうち「LAMP法」は、PCR法よりも短時間に検査結果が判明。
- ・ 抗原検査（定量）は、短時間に検査結果が判明。簡易キットによる検査よりも感度は高い。
- ・ 抗原検査（簡易キット）は、極めて短時間に検査結果が判明するが、PCR法やLAMP法よりも感度は低い。

検査の種類	遺伝子増幅検査 (PCR法、LAMP法)	抗原検査（定量）	抗原検査（簡易キット）
検査内容	機器を用いて増幅したウイルスの遺伝子を測定	機器を用いて、ウイルスのタンパク質（抗原）を定量的に測定	簡易キットを用いて、ウイルスのタンパク質（抗原）の有無を検査
検査時間	4～6時間	約30分	約30分
感 度	高い (LAMP法はPCR法に劣る)	抗原検査（簡易キット）よりも高い	PCR検査より低い
そ の 他	専用の検査機器や技術者が必要	専用の検査機器や技術者が必要	検査キットで簡便に検査可能

【参考】

検査の対象者		遺伝子増幅検査 (PCR法、LAMP法)		抗原検査（定量）		抗原検査（簡易キット）	
		鼻咽喉	唾液	鼻咽喉	唾液	鼻咽喉	唾液
有症状者 (症状が消退した者も含む)	発症から 9日目以内	○	○	○	○	○ 発症2日目から9日目以内	×
	発症から 10日目以降	○	×	○	×	△ 陰性の場合は鼻咽喉PCR 検査を行う必要あり	×
無症状者		○	○	○	○	×	×

9. 医療提供体制の整備①

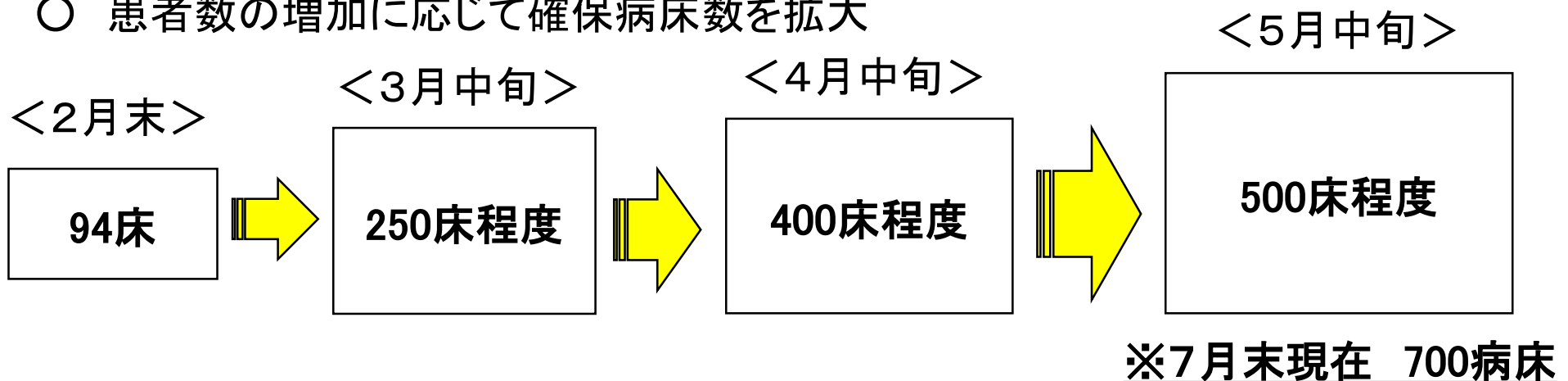
病床の確保

➤ 第1波以前の感染症対応

- ・ 感染症指定医療機関 24施設
- ・ 感染症病床 94床

➤ 感染の拡大への対応

- 感染症病床の活用を基本に、感染症指定医療機関や他の医療機関の一般病床を活用するため、全道規模の関係団体等を通じて病床確保を要請
- 患者数の増加に応じて確保病床数を拡大



9. 医療提供体制の整備②

宿泊療養施設

- 新型コロナウイルス感染症のうち、無症状病原体保有者及び軽症患者（軽症者等）で、必ずしも入院が必要な状態ではないと判断された者について、入院勧告ではなく、都道府県が用意する宿泊施設等での安静・療養を行ってもらうもの
- 道では、宿泊療養施設を順次確保（札幌圏）
 - ・4月20日 東横イン札幌すすきの南（最大120名）
 - ・4月30日 リッチモンドホテル札幌駅前（最大140名）
 - ・5月 8日 アパホテル&リゾート札幌（最大670名）

4月20日

宿泊療養施設の
1日当たり受入能力

120室

5月31日

930室

※7月末現在 810室

（1施設、6月末で契約期間終了）

10. 医療提供体制の整備③

道内における集団感染件数(5月末まで)

施設種別	医療機関	福祉施設等	その他	合計
件数	8件	5件	6件	19件

※5名未満の集団および家族内での感染事例を除く

10. 医療提供体制の整備④

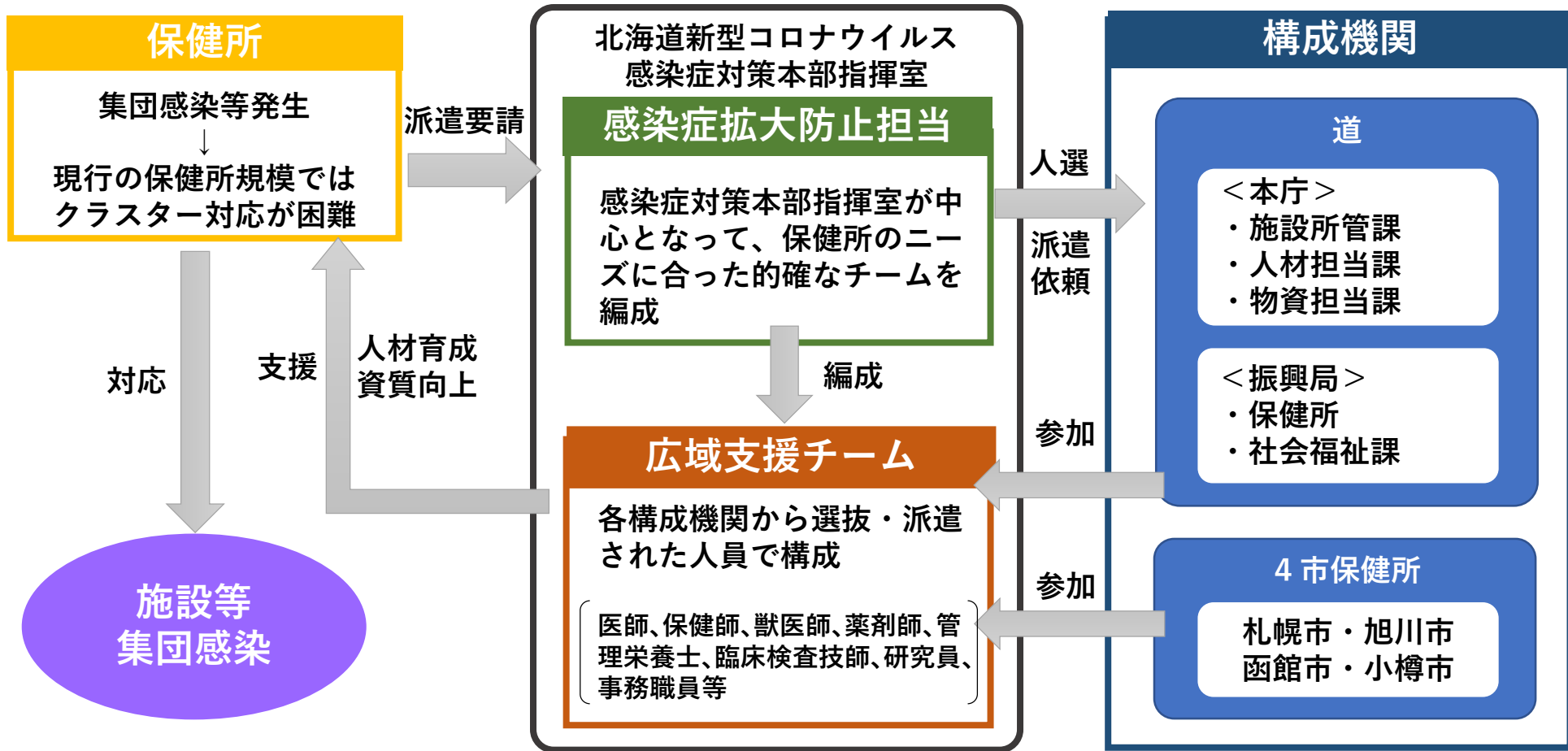
保健所における集団感染対応

項目	主な業務内容	主な課題	主な対応
予防・探知	<ul style="list-style-type: none"> ・病院、施設への感染対策指導等 ・有症者への早期検査 	<ul style="list-style-type: none"> ・施設における標準予防策の未実施 ・施設における疑似症患者の隔離不足 	<ul style="list-style-type: none"> ・施設等を対象とした研修の実施 ・標準予防策の指導等
初動対応	<ul style="list-style-type: none"> ・事例探知時の速やかな調査 ・疫学調査・検査に必要な体制整備 	<ul style="list-style-type: none"> ・指導、疫学調査、検査を速やかに行える人員の投入 	<ul style="list-style-type: none"> ・全道の保健所等からの応援派遣などにより、必要な人員を確保 <p style="text-align: center;">↓</p> 道、保健所設置市、医療機関、事業者等が連携し、広域支援チームを編成、派遣（P37）
疫学調査	<ul style="list-style-type: none"> ・行動歴調査 ・感染源の探求 ・入院（所）者、職員の健康調査 		
検査体制	<ul style="list-style-type: none"> ・検査対象の決定と検体採取 ・検査方法と検査機関の調整 		
事業継続支援	<ul style="list-style-type: none"> ・感染管理の視点から事業継続の可否や濃厚接触者等の休業の判断の支援 	<ul style="list-style-type: none"> ・施設等における消毒やゾーニングなど感染管理が不十分 	<ul style="list-style-type: none"> ・標準予防策の指導等 ・感染管理の徹底
事後対応	<ul style="list-style-type: none"> ・事業再開に向けた感染対策指導 ・職員の心のケア 	<ul style="list-style-type: none"> ・初期の感染対策実施後の病院、施設への支援不足 	<ul style="list-style-type: none"> ・継続的な感染対策の支援

10. 医療提供体制の整備⑤

集団感染対策

単独の保健所だけでは、マンパワーなどの点で対応が困難であることから、道、保健所設置市、医療機関、事業者等が連携し、広域支援チームを編成、派遣し、徹底した感染防止対策を実施。



10. 専門会議の設置

「新型コロナウイルス感染症対策専門会議」の設置

○ 設置目的

新型コロナウイルス感染症対策の推進を図るため、サーベイランス、医療提供体制、まん延防止等に関し、専門家や関係者からの意見を聴取する場として設置。

令和2年3月1日付け国通知において「新型コロナウイルス感染症対策について協議するため、都道府県を単位として、(中略)関係者や専門家からなる協議会の設置を、各都道府県の実情に応じて検討していただきたい」とされたことを踏まえ設置したもの。

○ 設置年月日 令和2年3月25日

○ 構成メンバー 道医師会、北大、札幌医大、旭川医大、道薬剤師会、道看護協会、地方・地域センター病院協議会、市立札幌病院、道病院協会、全国消防長会北海道支部、小樽検疫所(オブザーバー) 札幌市保健所、道立保健所長会

○ 主な協議事項 ①サーベイランス・情報収集に関すること、②医療提供体制に関すること、③予防・まん延防止対策に関すること、④その他必要な事項

■これまでの協議等の概要

- ・ 4/17 第1回会議(書面開催):札幌圏域における軽症者に係る宿泊療養について等
- ・ 4/27 第2回会議(書面開催):今後の札幌圏域における軽症者に係る宿泊療養について等
- ・ 7/9 第3回会議(書面開催):新たな「流行シナリオ」について、「推計最大患者数」について
- ・ 7/21 第4回会議:今後を見据えた新型コロナウイルス感染症の医療提供体制について等

<5月:道から意見照会>

- ①感染症対策に関する今後の基本的考え方について
- ②緊急事態措置(休業要請等の一部解除)について
- ③感染症対策に関する基本方針について

11. 感染症に強い北海道の構築に向けて①

- 道内での感染状況等を踏まえ、6月1日以降の対応について、「新型コロナウイルス感染症対策に関する基本方針」として道の考え方を決定

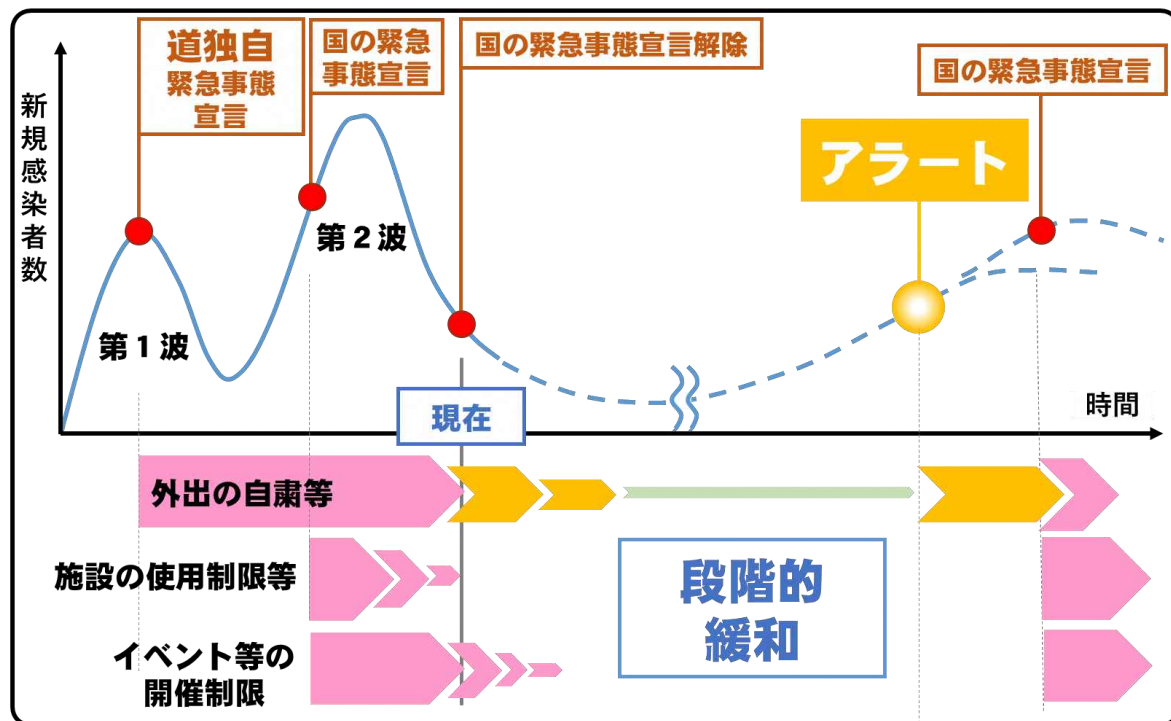
【方針の概要】

- ・ 継続中の第2波をしっかりと抑え込み、第3波以降の波に備えるため、検査体制、医療提供体制をさらに充実させ、オール北海道で感染症対策に取り組む
 - ・ その上で、道民のライフスタイルや事業者のビジネススタイルを変革する「新北海道スタイル」を実践しながら、新型コロナウイルスに強い社会を作り上げる
- 常に見えない感染の広がりを念頭に置き、第3波は必ず来るという想定で、3つの取組を実践
①まん延の防止(感染症をおさえる)、②行動の変容(日常をかえる)、③早期発見と対策(感染拡大にそなえる)

6月以降の展開イメージ

「外出の自粛等」
「施設の使用制限等」
「イベントの開催制限」

→ 6月以降段階的に緩和



11. 感染症に強い北海道の構築に向けて②

6月以降の段階的緩和

項目	項目	ステップ1	ステップ2	ステップ3	移行期間後
		6/1～6/18	6/19～7/9	7/10～7/31	8/1～
外出の自粛等	施設の利用	慎重に対応	「新北海道スタイル」の実践による感染拡大の防止 (新しい生活様式の実践 等)		
	接待を伴う飲食店、ライブハウス等				
	他都府県との不要不急の往来				
	札幌との不要不急の往来				
使用施設制限の等	業種別のガイドラインが策定済の施設	慎重に対応	全ての施設の休業要請について、 6月1日午前0時から解除 「新北海道スタイル」の準備が整った施設から順次再開		
	接待を伴う飲食店、ライブハウス等				
のイ開ベント制等	屋内イベント	100人以下 収容率50%	1,000人以下 収容率50%	5,000人以下 収容率50%	全て 収容率50%
	屋外イベント	200人以下 十分な間隔	1,000人以下 十分な間隔	5,000人以下 十分な間隔	全て 十分な間隔

※ 感染拡大の兆しが見られる場合は対応を検討
 (7月末現在、国の通知を踏まえ、8/1以降のイベント等の開催制限について改訂済み)

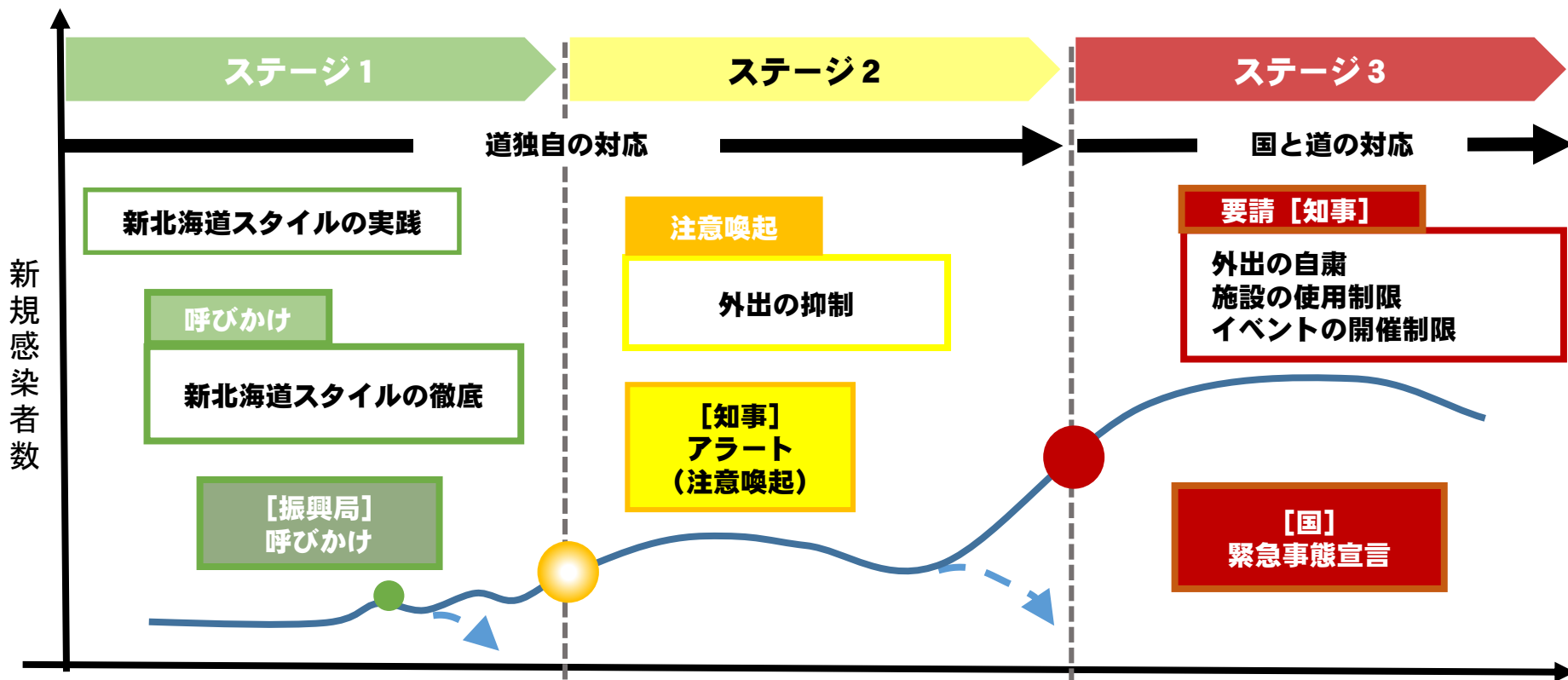
11. 感染症に強い北海道の構築に向けて③

第3波を見据えた今後の感染拡大の防止

① まん延の防止（感染症をおさえる）

■ 今後の感染拡大の可能性を見据え、警戒ステージを設定

【警戒ステージのイメージ】



11. 感染症に強い北海道の構築に向けて④

- 警戒ステージの設定による早期の感染防止対策を実施
- 警戒ステージの基準については、今後の感染状況や国の動向を注視しながら必要に応じて見直しを検討

ステージ	対応内容	目安
1	新北海道スタイルの実践	—
	【呼びかけ】※振興局 新北海道スタイルの徹底 等	振興局管内で新規感染者 (リンクなし)の発生 1日2例以上
2	【アラート（注意喚起）】※知事 外出の抑制 (例) ①休日の外出の抑制 ②地域の往来の抑制 ③高リスク施設への外出の抑制 等	アラート指標
3	【要請】※知事 外出の自粛 ※施設の使用制限、 イベント等の開催制限の要請も検討	国による 緊急事態宣言発令

11. 感染症に強い北海道の構築に向けて⑤

アラートの際の指標

項目	指標	目安となる数値
<u>感染状況</u>	①新規感染者数	10人以上/日(2日連続) ①のうち多数 増加
	②新規感染者のうち リンクなし	
	③前の1週間との比較	
<u>医療 提供体制</u>	④入院患者数	医療提供体制等も 考慮 総合的に判断
	⑤重症患者数	
<u>監視体制</u>	⑥PCR検査の陽性率	
	⑦受診相談窓口における 相談件数	

11. 感染症に強い北海道の構築に向けて⑥

第3波を見据えた今後の感染拡大の防止

② 行動の変容(日常をかえる)

【北海道スタイル】

従来の行動スタイルを変え、「新しい生活様式」を実践、可視化し、道民と事業者の皆さまが知恵を出し合い、ライフスタイル、ビジネススタイルを革新



【北海道コロナ通知システム】

施設利用やイベント参加の際、QRコードからメールアドレスを登録すると、同じ日、同じ施設を利用した方の中から新型コロナウイルス感染者が確認された場合、道からEメールでお知らせ



③ 早期発見と対策(感染拡大にそなえる)

【3つの対策の充実強化】

**1. 早期の発見
相談対応の強化
PCR検査の拡充 など**

**2. 拡大の防止
クラスターの抑え込み など
(広域支援チームの編成)**

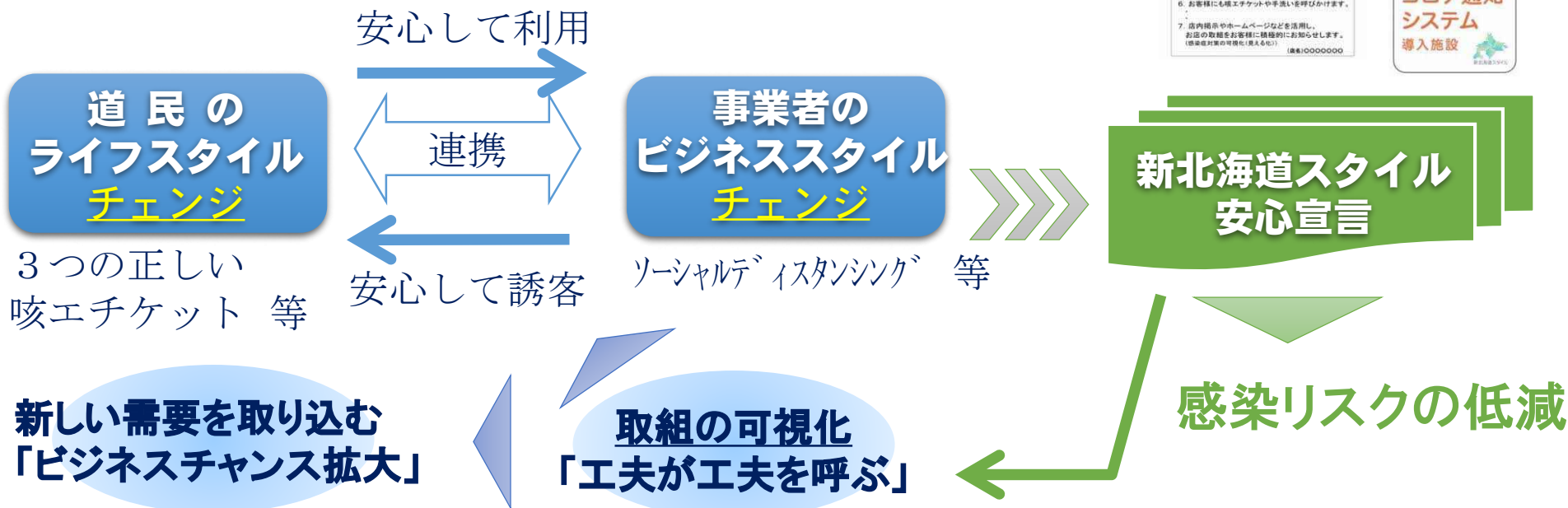
**3. 医療の提供
必要病床の確保
軽症者用宿泊療養施設の確保 など**

11. 感染症に強い北海道の構築に向けて「新北海道スタイルの推進」

■新型コロナウイルスとの闘いが長期化している中、国が示した「新しい生活様式」の北海道内での実践に向けた、新しいライフスタイルやビジネススタイル。

目指す姿

道民と事業者の連携モデル



道民、道内の事業者が連携し「新北海道スタイル」を構築